

一般質問

ここが聞きたい

町長等の執行者に対して、町政全般の事務事業等の執行状況や政策方針などを聞くことが一般質問です。

重度障害者医療費助成制度の対象者拡充について



質問者
廣瀬 幸男 議員

この制度は、重度の障害のある人の医療費を助成するものです。

これにより、障害者の健康の保持及び生活の安定を図り、福祉の増進に寄与することを目的としています。平成18年4月の障害者自立支援法施行により、身体・知的・精神の「3障害一元化」が図られているにもかかわらず、未だ松田町では精神障害者への適用拡大については議論されておられません。

の障害者と同様に、精神障害者福祉手帳1級、2級所持者にも適用する政策を行うことができないか。
以上のことをお伺いいたします。

A 早ければ
10月に対象者拡充
回答（町長）



この制度を既に実施している11市町を対象に、県は精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方の通院時の医療費自己負担分を、当初予算に措置し

ている。
当町を含む未適用の市町村については、それぞれの事情が異なっているため、県は対象経費の範囲について、市町村の財政的負担の問題も考慮し

ながら、町と検討会を立ち上げることになった。町としては、県西部地区2市8町が一斉にスタートできるように検討する。早ければ、10月を目途に調整していく。

小田原市消防への委託に対する町長の考えを問う



質問者
中野 博 議員

消防力の強化を目指すため、足柄消防組合を解散し小田原市消防への事務委託方式による広域化を、平成25年3月末を目途に実現するという。この広域化の問題については、12月議会で同様の質問がされているが、データ不足のため明確な見解が示されておりません。

その後、詰め作業が行われているようですが、次の2点について町長にお尋ねいたします。



- (1) メリットばかりが強調されているが、松田町にとってデメリットはあるのか。ある場合、そのデメリットをどのように補うのか。
- (2) 松田町で大災害が発生した際の指揮権と小田原市消防本部、松田町消防団との体制はどのようなになるのか。

- (1) デメリットは、①住民との距離が遠くなる

②関係機関との連携の希薄化 ③活動範囲の拡大による職員の不安などがある。

A 町民の安全・安心が第1!
回答（町長）



これらは、今後の協議において解決できる。
(2) 大規模災害が発生した場合には、管内の状況を熟知した職員が派遣され、その職員が災害本部長である町長の指揮下で動く。
消防団については、足柄消防から小田原消防の指揮下に移るが、消防署所の配置が同じなので、従来と変わらない。